

# 桐生市電子地域通貨「だれでもポイント」発行事業実施要綱

(令和5年6月1日施行)

改正 令和6年4月1日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、電子地域通貨の円滑な運営を確保するとともに、利用促進及び利便性向上を図るために実施する桐生市電子地域通貨だれでもポイント発行事業について、必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) だれでもポイント 事業主催者が市に納入した負担金を原資として、市が発行する桐生市電子地域通貨事業実施要綱(令和4年9月1日施行)に定める電子地域通貨をいう。
- (2) だれでもポイント発行事業 前条に規定する目的のため、電子地域通貨の仕組みを一般利用に開放し、事業主催者が実施するだれでもポイントを活用して行う事業をいう。

## (有効期間)

第3条 だれでもポイント発行事業において設定可能なだれでもポイントの有効期間は、最長で発行の翌日から1096日間とする。

## (対象外となる事業)

第4条 第2条第2号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、発行対象事業から除くものとする。

- (1) 市の信用若しくは品位を害し、又は害するおそれがあるもの
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
- (3) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に使用する、又は使用されるおそれのあるもの
- (4) その他市長が使用について適当でないと認めるもの

## (対象となる事業主催者)

第5条 だれでもポイントを利用できる事業主催者は、第2条に規定する事業を実施しようとする個人、法人又は団体とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 桐生市暴力団排除条例(平成24年桐生市条例第13号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等のいずれかに該当する者(以下「暴力団等」という。)
- (2) 第11条第1項の規定により、発行決定の取消しを受けた日から3年を経過していない者

## (発行申請)

第6条 事業主催者は、事業開始前に桐生市電子地域通貨だれでもポイント発行申請書(様式第1号)を、市が提出を求める書類とともに市長に提出しなければならない。

## (発行決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、発行の決定を行い、桐生市電子地域通貨だれでもポイント発行

決定通知書(様式第2号)により事業主催者に通知するものとする。

(負担金)

第8条 発行の決定を受けた事業主催者は、だれでもポイントの発行の原資として、1ポイントを1円として換算した額の全額を、桐生市に対し事業開始までに、桐生市が指定する方法により納入しなければならない。

(発行)

第9条 市長は、前条の納入を確認したときは、1円を1ポイントとして換算しただれでもポイントを発行するものとする。

2 発行の方法は、市と事業主催者で協議のうえ決定するものとする。

(カード)

第10条 前条第2項の方法に、市が作製した使い切りカードへポイントを充填する方式を利用する場合は、事業主催者は事業に供する枚数分のカード作製実費相当額を負担するものとし、桐生市に対し事業開始までに、桐生市が指定する方法により納入しなければならない。

2 市長は、前項の納入を確認したときは、使い切りカードを発行するものとする。

(還付請求)

第11条 事業主催者は、だれでもポイントの利用総数に相当する金額が、市に納入した負担金額に満たなかった場合、1ポイントを1円に換算し、差額分の返還を請求することができる。

2 事業主催者は、市から発行された使い切りカードの一部が利用されなかった場合は、未利用の枚数分の作製実費相当額の返還を請求することができる。

3 前2項の請求を行う場合、事業主催者は、だれでもポイントの有効期間の最終日から1か月を経過する日までに桐生市電子地域通貨だれでもポイント発行业務還付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、事業主催者からの請求に基づき、第1項又は第2項の差額を速やかに返還しなければならない。

(発行決定の取消し)

第12条 市長は、事業主催者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、発行決定を取り消すことができる。

(1) 事業主催者から事業中止の届出があったとき。

(2) 不正な手段によって発行決定を受けたとき。

(3) 不正な取引を行ったとき。

(4) 暴力団等に該当することが判明したとき。

(5) その他、発行決定を取り消すべき事由が生じたとき。

2 市長は、第1項に基づき発行決定を取り消した場合は、その旨を事業主催者に通知するものとする。

3 事業主催者は、取消時点において、だれでもポイントの利用総数に相当する金額が、市に納入した負担金額に満たなかった場合、1ポイントを1円に換算し、差額分の返還を請求することができる。

4 事業主催者は、取消時点において、市から発行された使い切りカードの一部が利用されなかった場合は、未利用の枚数分の作製実費相当額の返還を請求することができる。

5 返還を請求する場合の手続きは、前条の規定を準用する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

桐生市電子地域通貨だれでもポイント発行申請書

[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)

桐生市電子地域通貨だれでもポイント発行決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第11条関係)

桐生市電子地域通貨だれでもポイント発行事業還付請求書

[別紙参照]